

天理市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第3号

天理市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正
する規則

天理市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成31年3月天理市
規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|--|-------------------------------|
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3及び第1条の4に規定にする大綱及び総合教育会議に関すること。 | 教育委員会事務局長、教育委員会事務局次長及び教育総務課職員 |
|--|-------------------------------|

を

」

「

| | |
|--|--------------------------------|
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3及び第1条の4に規定にする大綱及び総合教育会議に関すること。 | 教育委員会事務局長、教育委員会事務局次長及び教育総務課職員 |
| 学童保育に関すること。 | 教育委員会事務局長、教育委員会事務局次長及びまなび推進課職員 |

に改める。

」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。